

**KSKR**

**No.217**

2016  
Aug.

**8**

奈良県自閉症協会 NEWS

**きずな**  
*The Kizuna*

発行人：  
関西障害者定期刊行物協会  
編集人：奈良県自閉症協会  
支部長&事務局：河村舟二  
〒639-1005  
大和郡山市矢田山町84-10  
購読料1部 100円  
会員は会費に含まれています。

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

**平**成28年7月26日の午前2時ごろ、神奈川県相模原市津久井やまゆり園で元職員の植松聖(うえまつさとし)26歳が利用者19名を死亡させ利用者24人と職員3人を負傷させる惨事を起こしました。あらためて亡くなられた方がたのご冥福をお祈り申し上げます。犯人は「障がい者は人間ではない」「意思疎通のできない障害の重い人は社会に迷惑な存在」との考えから、特に重度の障害を持つ人を選んで殺害して回ったと供述しています。メディア報道から被害者の重度障害者には自閉症者が含まれていることがわかります。この事件発生当初数日は各種団体がコメントを出し、マスコミをはじめ、各種報道機関が前代未聞の事件としてセンセーショナルに扱い、ナチスの優生思想と結び付くとか、ヘイトクライム(排外主義)であるとか、被害者の名前を出さないのは問題であるとか、殺人者への怒りより介護制度への影響を心配したり、精神障害者の監視強化は人権侵害になる、措置入院という医療の制度では犯罪を防げず限界があるとか、また、「障害者はいらぬ。存在社会の荷物だ」との考えに同調する雰囲気ネット上に数多くあることから、この事件の背景は障がい者に対する差別意識を温存する我が国の人権意識の欠如によるものであるなどとの問題が提起されてい

ました。しかし、有識者と言われる人も背景が明らかになっていない中での憶測と自分の知識と価値観を披露しているだけで、障害者を取り巻く現実とはかけ離れた、建前論に終始することが多かったように思われます。またそれらの論調に一律に同調するマスコミの報道が気になりました。また、事件発生当初、テレビ特集が組まれていたがオリンピックの開催とともに扱いが極端に少なくなってきたことも気になります。そんな中で、8月8日のNHKハートネットは、我が国の問題点を明らかにする番組として印象的でした。私もいくつか考えさせられることがありました。

一つは、本音と建前ということです。現実と理想の障がい観があげられます。ある自閉症の子を持つお母さんが番組に寄せられた次のメールが心に残りました。『重度の知的障害を持つ自閉症の子どもを育てています。今日子どもと一緒に出掛けました。たまたま隣にいたご高齢の女性3人の会話が事件の内容でした。「障害者施設って国がお金を出して作っているのよね?世の中の役に立たない人にお金を使ってもねえ。容疑者が言っているように、親が認めれば”安楽死”って案外まちがっていないわよね。何かしらの理由で子どもが亡くなって親御さんもホッとしているんじゃないの?」耳を疑いま

した。確かに障害のある子どもは手がかかって大変で疲れます。だからと言って自分の子どもがある日突然殺されてホッとする親なんていませんか?命に違いがあるのですか?』という内容です。これが現実です。

**奈**良県においても自閉症の子どもがトラブルを起こしたことで、「こんな子どもは隔離して外に出すな」といった罵声を他人から浴びせられた経験を持つ親御さんは少なからずおられます。私は、どんなに重度の障害を持つ人でも、周りの人を和ませたり、共に生きる大切さや喜びを感じさせたりでき共生力があると思います。経済面では重度の障害者支援は雇用を生み、障害の研究が医療や科学や教育方法の発達を生み、福祉の仕組みを考えさせるなど、存在そのものが社会に貢献し価値あることだと思えます。

もう一つ、「生きとし生けるものの命の尊さ」の思想を醸造する風潮が今の世の中、非常に弱くなっていること、および、哲学の欠如を懸念します。犯人の価値観を育てた我が国の政治社会、教育、宗教家の力のなさを露呈した事件と思えます。「すべての人は人としての尊厳と生きる権利がある。価値なき命など存在しません」を単に言葉にするだけでなく、このことをすべての子どもに

実感させ、体得させる取り組みを日々真剣に行っているのかということが問われていると思います。障害者と共に生きられる社会環境にするには、例えば共に学校に通える。地域で働く場所がある。地域で仲間として繋がる場所がある。などインクルージョンの実現を早急にしなければなりません。

最後に施設や職員集団の問題があげられます。今回の犯人が自分に不向きな福祉施設にかかわっていたという点です。福祉とは相いれない価値を身に着けている点です。福祉施設に働いて、重度行動障害を忌み嫌う考えを助長させた背景は絶対明らかにしなければならぬと思います。

**今**、私たち一般社団法人日本自閉症協会と全国自閉症者施設協会は発達障害支援スーパーバイザー養成事業(日本財団助成)を行っ

ています。強度行動障害を伴う自閉症者の支援をめぐって、スーパーバイザーの指導のもと全職員で自らの支援実践を検証し反省し共に教えあい支援の力量を高めていこうという、スーパービジョンが行われる専門家集団育成を目指しています。個人および支援集団として日々支援の力量と技を高め、日々一歩一歩利用者の豊かな暮らしをめざす専門家の養成を行っています。やまゆり園ではこのことはどうだったかの検証です。今回の事件が風化しないことを切に望みます。(河村)



## 生命と、個人の尊厳を守りぬく 社会の実現のために

2016年8月5日

障害者の生活と権利を守る

全国連絡協議会

7月26日未明、神奈川県相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で、入所者19人が殺害され、26人が重軽傷を負うという、残虐な事件が起きたことに、障害者、家族、関係者は筆舌に尽くせない衝撃を受けています。

ことに、施設の前職員が犯行に及んだこと、さらに障害者の命と存在を真っ向から否定する言動がなされていることに対する驚愕と憤りは、言葉であらわすことができません。

なによりも、尋常でない事件の被

害者となって亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々の一日も早い回復を心より願うものです。

事件の全貌が徐々に明らかにされるなか、なぜこのような事件が発生したのか、徹底した真相の解明が求められます。特に、容疑者が優生思想を持っての犯行といわれるなかで、その解明に当たっては、措置入院後の対策や警備強化にのみ矮小化されることのないよう、犯罪と障害を厳密に区分し、開かれた施設と警備の関係、施設の職員待遇や希薄な夜間の支援体制も含めた社会的背景等、総合的な検討が必要だと考えます。

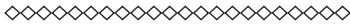
障害者施設の現場は、今回の事件に対し相当に心を痛め悲しんでおり、夜勤が怖いとの報告もされてい

ます。また、恒常的な人材不足の下で気持ちを奮い立たせて日々の支援に向き合っています。地域に開かれた施設づくりを願って積み上げてきたこれまでの努力が無にならないよう切望しています。

この間、多くの公人による障害者、高齢者、女性、子ども等の人格を否定する発言が後を絶たず、厳しく問われることもなく、許容するような風潮を感じざるをえません。さらに、政府が進める施策についても、自立自助、自己責任が強調され、社会的に困難を抱える人々に対する偏見や差別、排除の社会的風潮が強まるなか、今回の事件が根っこのところで太くつながっていると考えるところ

です。  
生命と人間の尊厳を守ることは、政治と行政のもっとも根本的な責務

であります。私たちは、今回の痛ましい事件を契機に、障害のある人もない人も、公的な保障のもとで、多様な生き方を認めあい、支えあい、学びあい、成長しあう社会の実現へ一層力を尽くすことを決意します。



### 相模原事件受け日本障害者協議会の藤井代表が会見事件の概要と見解

日本障害者協議会の藤井克徳代表が10日午後1時半から、東京の外国特派員協会で記者会見を行った。

藤井氏は日本の障害者運動をリードしてきた存在で視覚障害がある。7月26日未明に起きた相模原殺傷事件では、知的障害者ら19人が犠牲になった。この事件の容疑者は「障害者を抹殺したい」と語ったと報じられるが、会見で藤井氏は「この事件はけっして特別なケースではな

いと思います。私たちはあらためて、19人の同胞の死を悼み、そして27人の死傷者の1日も早い回復を祈っています。心の傷はやまゆり園の関係者はもちろんですが、知的障害者や精神障害者を中心に、日本中の全ての障害者に及んでいると思います。

事件から2週間余がたちました。私の手元にはたくさんの意見や感想が寄せられています。障害当事者の声をまとめますと次の3つの衝撃に集約できます。第1はたくさんの死亡者を伴う、現地からの生々しい報道への衝撃です。元職員とはいえ、自分たちを守ってくれるはずの職員が容疑者であったことが衝撃を増幅させています。

第2の衝撃は、容疑者が衆議院の議長宛に出した手紙に、障害者は生

い」と警告する模様だ。相模原事件受け日本障害者協議会の藤井代表(左)が会見



#### 事件の概要について

藤井: Thank you very much. My name is Katsunori Fujii. I cannot speak English. それじゃ、通訳の方、よろしくお願いします。今日のテーマは、相模原市で起こ

ってきた仕方がない。安楽死をさせたほうがいい。これへの衝撃です。まるでナイフの刃先が自分たちにも向けられてるように感じ、自分らしいという人間の価値そのものにナイフが突き刺さった。そんなことを感じてる人が少なくありませんでした。

第3の衝撃は、これは精神障害者に走っている衝撃です。容疑者は精神科病院の入院歴があると報じられ、精神障害者の多くが、また精神障害者への偏見や差別が増えてくんじゃないかという怖さを持っています。また、措置入院制度の見直しを取り沙汰されていますけども、これもまた、隔離政策がいつそう進んでくんじゃないか、こういう不安が広がっています。

まだ事件の全容が分かっているはいま

た障害者施設の殺傷事件に思う。そして、副題は私たち、ナイフの刃先は私たちにも。そして、日本社会が放つ警鐘、で話をさせていただきます。

私は今、説明ありましたように

まったく全盲状態でありますので、お手元に配った講演用、講演の原稿ですね。これと全部が一致でないことをあらかじめお断りしておきます。それではお話に入ります。日本に在住する誰もがあの日の朝のニュースに自分の耳と目を疑ったと

せんけども、これまでの報道を基にして、現段階での私のこの事件への見解を述べたいと思います。見解に先立って強調しておきたいのは、この事件があまりに残忍で卑劣であるということです。防衛することができない多数の重度障害者を標的とし、そして防備体制の薄い、支援体制の薄い深夜に襲いかかりました。私たちは容疑者の行為を絶対に許すことはできません。

このことを踏まえて、以下3つの観点から見解を述べます。見解の第1は、これが最も大事なことですけども、容疑者の言動から今回の事件は優生学思想と関係しているのではないかということです。優生学思想そのものは19世紀半ば以降、欧米の学者によって提唱されましたけども、私は今回の事件でまず連想したのは、ナチス・ドイツ時代に展

開された T4 作戦でした。

通訳：19 世紀って (※判別できず)。

藤井：19 世紀ね。1800 年代半ば以降。

通訳：はい。

この事件に関する 3 つの見解

藤井：第 2 次世界大戦の開戦日から 1941 年の 8 月まで繰り広げられた、ヒトラーの命令による T4 作戦は価値なき生命の抹殺藤井：第 2 次世界大戦の開戦日から 1941 年の 8 月まで繰り広げられた、ヒトラーの命令による T4 作戦は価値なき生命の抹殺の容認作戦とも言われ、ドイツ国内で 20 万人以上の障害者が虐殺されました。犠牲者の多くは知的障害者と精神障害者でした。ここで価値とは働く能力でした。T4 作戦以前には遺伝病子孫予防法に基づいて、約 40 万人もの障害者と病気

のもとが断種を強行されました。T4 作戦のあとにはそこで培われた殺害方法や装置が、あのユダヤ人大虐殺に引き継がれました。ドイツでは 2010 年の 11 月、この段階でドイツ精神医学精神療法神経学会です。DGPPN。この総括を契機にして、ドイツでこの T4 問題について向き合いつつあります。

私は昨年来、ドイツに三たび、3 回、足を運び、人権や障害という視点からこの T4 問題について光を当て続けてきています。光を当ててる矢先にこの、今回の事件が起きました。問題は容疑者がなぜこうした考え方に至ったのかであります。繰り返してはいけない T4 作戦でしたが、こうした形で日本で表面化したことは実に驚きであり、戦慄であります。まだまだ闇の部分の多い今度の事件ですが、ぜひ真相究明を全面的に進

める必要があろうかと思えます。

見解の 2 つ目は市民の常識、いわゆる普通の感覚でこの事件を捉えてみたいと思います。普通の感覚から事件の舞台となった施設の実態、そして事件後の対処方法を見るといくつも違和感があります。1 つは舞台となった場が、入所施設という特殊な場であったことです。集団でかつ長期にわたる生活形態は、障害のない青年層、あるいは壮年層にはあり得ないと思います。大量の、今回の殺人が大規模な生活形態と関係があったかどうか。これも検証の対象です。問われるのはここを利用している家族ではありません。施設から地域へ、このことを加速できないでいる障害者政策、あるいは行政にあらうかと思えます。ちなみに厚労省の発表によりますと最新データで、日本には知的障害者が 74 万 1000 人、

このうち施設に入ってる者が 11 万 9000 人となっています。

見解の 3 つ目は昨今の日本社会の特徴、そして昨今の障害者施策との関係についてです。

すいません、見解の 2 つ目のうち、ごめんなさい、まだ続けてます。違和感があった、普通の感覚と見て違和感がある 2 つ目は、死亡者、死んだ方の氏名が伏せられてることで。この国では事故やあるいは事件で死亡した場合には、氏名を公表するのが常であります。故人の氏名や故人の情報、これによって手の合わせ方が変わると思えます。今のままでは、グループの死、顔のない死、これでは 1 人 1 人を悼むことはできにくいと思います。

3 つ目の違和感、難を逃れた障

害を持った人たちの、その後の暮らし方であり。報道によりますと、約 90 人がやまゆり園の体育館で生活をしているといわれています。一般的に考えて凄惨、かつ自分たちの仲間が死んだ現場で、同じ敷地内に 2 週間以上も生活というのはありうるでしょうか。

見解の 3 つ目は今の日本社会の特徴、そして今の障害者政策との関係についてです。むろん事件とこれらを単純に結び付けることはできません。しかし日本の社会で起こったことは間違いのない事件であり、舞台となった日本社会の現状を触れないわけにはいきません。現代の社会を端的に言うと市場万能主義、あるいは競争原理が幅を利かせると言ってもいいと思います。こうした風潮が今回の事件に関係がいささかでもあるのではなかろうかという懸念を持た

ざるを得ません。

市場原理をベースとする政策は規制緩和、あるいは自己責任論という形で障害分野にも影を落としています。こうした流れと関係しながら福祉労働者、この支援者ですね、の労働条件は極めて劣悪に抑えられています。こうした中で障害者を支える現場で何が起きているのかですが、1 つには専門性の劣化が進んでいます。また公募をしても職員が集まらないという慢性的な職員不足や、あるいは正規職員がいないことからくる余裕のなさによって職場の人間関係が希薄になっています。今回の事件を契機にして私たちは何をなすべきか

もう少し時間をいただきまして、それではこれから今回の事件を契機にして私たちは何をなすべきか、これについて簡単にコメントをしま

す。直ちに行うことと、そして本質的な課題とを区分けして対処すべきです。直ちに行うことの基本は、容疑者の直接的な動機を中心に真相を解明することでしょう。また、これに加えて事件の発生、あるいは拡大。これについて施設の、あるいは法人の不備がなかったか。また、政策上、行政上の盲点がなかったか。そのほか想定されるあらゆる角度から、冷静で厳正な検証を行うわけです。

並行して本質的な課題に迫るべきです。その点で気掛かりなのは事件後の日本政府の対応です。例えば政府は措置入院制度を見直す旨を報道していますけども、拙速な対応はむしろ新しい混乱を招くのではないかと思います。いわゆる社会防衛的な政策だけでは決してあってはいけないうと、こう思います。この半世紀を振り返ってみても、日本の精神障害者

にすべきです。このことを市民社会全体として追求し、また私たち当事者、あるいは障害者団体も全力を挙げていくことを決意して、私のお話をこれで終わります。

Thank you so much.

神保：(英語)。日本語で聞いていただいても結構です。どなたかいますか。

女性：あちらで手を上げられてる方が。

利用者の現在の暮らし方について

共同通信：共同通信のマエヤマと申します。今日はありがとうございました。利用者の方の現在の暮らし方についてなんですけれども、現在、体育館で生活しているということなんですけど、厚生労働省なんかに話を聞くと、要は障害のある方の特性というのがあって、なかなかその場を離れられないんだ、みたいなことをおっしゃるんですけど、その点はど

の政策は絶えず大きな事件とセットで動いてきました。事件とあるべき方向を区分けをして論じる、そういう政策手法を採ってほしいと思います。

同じく厚労省は、障害者施設の防犯策の強化を強調しています。これも釈然としません。大事なことは、もちろん防犯策は大事ではありますが、もっと本質的な改善策と併せて提言するときにその趣旨が生きてくると思います。防犯策のみの強化は地域との隔絶の新たなきっかけになりかねません。

本質的なこれからの政策のポイントを2点、簡単に述べます。障害者政策に関しては、社会防衛的な視点、あるいは集中管理的な視点、これと決別をして、言い換えれば地域で暮らすための質と量の政策を飛躍的に

のように考えていらっしゃいますでしょうか。

藤井：通訳。

通訳：はい、通訳。

神保：お願いします。

藤井：お答えしていいですか。

神保：お願いします。

藤井：おっしゃるとおり、個人個人の例で言いますとそういうことが言えると思います。しかし、私は先ほど言ったように普通の感覚から見、あるいはやまゆり園をめぐる、この間の、あそこが、もともとはかなり山に近い部分にあった。あるいは死んでも氏名を伏せてる、等々考えますと、いろいろ合わせてみますと、厚労省の言い分については私は簡単には了解できない。そこはやっぱり90人が、かなり状況は違いますが、さうでもう少し個別対応があっても

拡充することです。施設から地域へ、医療中心から生活中心へ、もはやスローガンであってはなりません。政治の表舞台で論じ、ゴールを明確に設定すべきです。

もう1つの本質は社会の在り方であり、強者の論理、これとの決別です。かつて国連は、一部の構成員を閉め出す社会は弱く、もろいと明言し、また、障害者権利条約の第17条では、その心身がそのままの状態尊重される権利を有すると明記されています。こうした視点に沿って社会の標準値を修復、修正すべきかと思えます。

19人の命は戻ってはきません。しかし、私たちにできることはあるはずで。今度の不幸な事件をインクルーシブな社会、分け隔てのない社会をつくるための新しいきっかけ

いいし、全員が、あるいは90人も残ってること自体は極めて不自然であるっていうのが私の基本的な見解で、個別、個別については確かに検討する余地があるかも分かりませんが、基本はあまりにも一般の感覚とはずれてるってことをね。あるいはさまざまなほかの要因と合わせると、問題がなくはないんじゃないかなっていうのが私の感想です。

神保：Okay, anyone else.

ニューヨーク・タイムズ：今日はどうもありがとうございました。ニューヨーク・タイムズのウエノと申します。先ほどもおっしゃました犠牲者の方の氏名が伏せられているという点について、もう少しお伺いしたいと思います。警察からご家族、遺族の方の意向によって発表をしないということが、報道等にも話が出

ているそうなんですけれども、これは警察によって取りまとめて発表をしないというふうに決められるという方針が正しいものかどうか。またはもしかすると、ご遺族の中の代表の方から、しかじかな理由で発表したくないという旨をマスコミに対して発表されるのであれば、ある程度理解ができると思うのですが、遺族の方たちのお気持ち、隠したい、または公表されたくないというお気持ちについてどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

(以上 THE PAGE 8月10日(水)21時37分配信より)

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160810-00000007-wordleaf-soci>

以下はJDで文字におこしたものです。

藤井：はい、私はこういう問題を考

えるときは一つの視座として、観点として、本来はどうか、障害を持っていなかったらどうか、普通の感覚でどうか。まずこれを考えたいと思います。そうしますと、さっきも言いましたように、おそらくこういった事故事件の場合はですね、名前を出すのがやはり普通ではないか。さらに言うならば二十歳を超えている人間ですね、本来は成人ということであればいったんは親とはこれは分けて考える。やはり障害を持っているがゆえにずっと親の元で親の考え方通り、これ自体も本当はどうか。確かに障害は重いかもわからないけれどしかし、二十歳を超えた成人として、一人前の市民として尊重されるべきではないか。私はそういう点で言うと一般論ではありますけれども19人全員が名前を伏せるとするのはあまりにも本来の姿から、一般論からは不自然では

ないかなと思うんです。直感的には死んでまで続く死後まで続く差別、こんなことを感じています。そのうえでおそらく個人個人の事情もありますんで、またまたそれは考えてもいいと思うんですけども基本的にはどうかということではそういうような見解を述べたわけです。

神保：どうぞ

シンガポール：シンガポールから参りました、ポーツです。スピーチどうもありがとうございました。先ほど、日本の社会はこの事件に対処してどのようにこれから進んでいくべきか、ということでしたけれども、医療主体から市民社会へということに仰っていましたけれども、それをどのようにして日本の社会は実現していくべきでしょうか。

藤井：おそらく理念上はもう確立していると思います。つまり医療から生活中心へ。問題は最終的には問題

はこの国の財政面の支援がどれくらい重視されるか。簡単に言いますと、日本の社会は大きな借金を抱えていますけれども、ひとつ言いたい事はこの国の国家予算に占める障害者関係政策費の分配率、これをOECDの中間並みにしてほしい。これによって、一定の財源は出てくるはずですが。現在は統計にもよりますけれども、34か国中27、8位ということでもありますので、こういったことのお金を手当てをしていきながら、準備をしていきながら、理念を具現化していく。こういうことで、あとはお金を付けるかどうか、それを後押しする世論ができるかどうかということだと思います。

朝日新聞：ありがとうございます。朝日新聞のヤツと言います。一つ教えてください。事件の背後に不寛容社会があるというご指摘がありました。もうすこしそこを具体的に教え

ただけです。とくに皆さんに対して、この事件程ではないにしろ、不寛容な態度というのが向けられることがお感じになられているのか、それがシビアになってきている現状があるのかどうかその辺を教えてください。

藤井：この国では今年から障害者差別解消法が誕生して、差別をなくしていく、ずいぶん期待が大きいわけです。現状はどうかと申しますと、例えばグループホームを作っているという時、今多くの地域で反対運動が起るのが常態化しています。また先進国の中では普通教育と特別支援教育のセパレートが最も強い国の一つでもあります。さらに言うならば、例えば精神病院に入院している社会的入院といわれる方たちは厚労省の発表だけで7万人。これは大変な人権問題。同じく入所施設が異常に多いのもこの国の特徴です。おそ

らく、それは目に見える差別と、また、差別の反対は、私は平等という正解、正しい答えだけではなく差別の反対は無関心。こういうことを合わせますと、不寛容というのは目に見えるものと、あるいは無関心ということを含めると、実に根深いものがあるのではないかと。そういう点でいえば、今挙げた例以外にもありますけれども、私の見解では非常に目に見えやすい差別と目に見えにくい差別偏見とがない交ぜになって社会に多くあるのではないかと、当事者としてはそういう感じを持っています。

神保：OK、どうしても聞きたい？前へどうぞ。最後に一つ。

インターネットニュース：インターネットニュースページのソウヤと申します。先ほどの質問と関連すると思うんですけども、そういった社会の見えない差別とか無関心が事件

の背景にあるということだったんですけれども、そういったものを取り除いていくには何が必要かと考えられるということと、あと、医療から地域へというのは海外では成功している事例があると聞くのですけれども、そういった意味で何が日本と違うのか、という点についてお聞きできればと思います。

藤井：これはとても難しい。より本質的には、あるいはより深くは、教育の力にまつところが大きいと思うんです。しかしことは人権問題で、先ほど言ったように、精神病院の社会的入院だとか知的障害者の社会的入所。つまり不本意な入所入院ですね。こういったことは放っておけない。先ほど私が言いましたように、住民の反対もある、偏見もあるんですけども、心が先か、政策が先か。私が欧米で勉強した範囲でいうと、とことん政策が先にあって、そ

れによって人の心も変わっていく。この国では残念ながらお金の使われ方も含めてあるいは本当に地域で暮らしていくための条件、つまり質と量の拡充を見てもなかなか進展が鈍いということ。また私は暮らしていくための条件を、あるいはそれを支えていく支援者の労働条件を、いったん政策誘導すべき。それはまさにヒューマン公共事業として力を入れるべきであろうと思います。それからなぜ日本が難しいかということ、これは色々な複合要因があります。例えばアメリカの脱施設化。精神病院を地域に返していく。ヨーロッパなどでも精神病院や知的障害者の施設から地域にどんどん移行しました。一つはアメリカの場合は病院がパブリックであったわけです。多くが。日本の場合はお分かりのように現状の精神病院はベッド数で90%、病院数で80% ちょっとがプライベー

ト、民間なわけですね。いったん国は旗を振って民間病院の協力を得ておいて、今更転換できにくいというのも内内にはあろうかと思えます。こういう点では簡単にはいかないんですけども、やはりこれはみんなが力を合わせてやっていくことでありますし、私は国のイニシアチブが問われているし、そして先ほど言ったお金の分配率を考えていきながらけん引するというのではないか。最後に、こうした問題を政治の表舞台で議論する、こんなことを強調したいと思います。



2016年7月27日

**障害者支援施設「神奈川県立津久井やまゆり園」での事件**

**に関する声明**

一般社団法人 日本自閉症協会  
会長 市川 宏伸

平成28年7月26日未明に障害者支援施設「津久井やまゆり園」で、たくさん入所者が殺傷される事件が起こりました。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、ご家族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。負傷された方々にはお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈りいたします。被害にあわれた利用者の方々や御家族の驚愕、無念、苦しみがいかばかりのものであったかを思うと胸がつぶれる思いです。また、直接の被害はなかったものの恐怖や不安の中に

おられる利用者の方々や御家族、施設スタッフの皆様の中を思いますとおかけすべき言葉も見当たりません。また、全国の施設に関わる関係者の皆様も同様の状況でおられることとお察し致します。なぜ、このような事が起こってしまったのか。我々が何かできることはなかったのか、これ

2016年7月27日

自閉症の皆さま、ご家族の皆さまへ

一般社団法人 日本自閉症協会

会長 市川 宏伸

このたび、障害者支援施設「津久井やまゆり園」で、たくさん入所者が殺傷される事件が起こりました。

施設に入所や通所をされている自閉症の皆さんは、テレビや新聞・ネットをみて不安だったり、怖かったり、悲しかったり、などのショックを受けておられるとおもいます。

自閉症の皆さんは自分の身にもおこるのではないかと、親御さんは我が子も同じ目にあうのではないかと、心配されているとおもいます。

不安な気持ちや心をなくすことは難しいかもしれませんが、軽くすることはできます。

安心してできる慣れ親しんだ身近な人に、不安や悲しみなどを伝えてください。

そして、不安なら事件から少し離れてください。それでも、不安が増す方は専門家に相談してください。

自閉症のみなさん一人一人が大切な存在です。

自閉症のみなさんが生きていることには大きな意味があります。

私たちは皆さんが安全に安心してすごしていける社会になるように努力して

いますので、みなさんは今までどおりすごしてください。



今回の事件が障害者入所施設で発生し、被疑者が当該施設の元職員であったことは、障害者の生活支援を担う私たち精神保健福祉士をはじめとする関係者に計り知れない衝撃を与えました。

事件は未だ捜査段階にあり、事実関係は明らかではありません。しかし、多数の犠牲者が出た悲惨な事件として社会的な反響が大きく広がっていることに鑑み、本協会は、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進める専門職団体として、現段階での見解を表明いたします。

1. 被疑者による行為は、人としての尊厳を著しく踏みにじるものであり、いかなる理由を弄しても断じて許されるものではありません。報道を通して知りうる被疑者の断片的

な発言に通底しているのは、障害を併せもつ人々に対する根深い偏見や差別意識であり、憤りを禁じ得ません。さらに、ごく一部とはいえインターネットを介して同様の発信がなされており、社会全体に排除や排他の思想が蔓延していくことを危惧し、深い憂慮の念を抱くものであります。

2. 今回の事件報道は、2001年に発生した大阪・池田小学校事件をも想起させます。この事件では、犯人の措置入院を含む精神科治療歴や過去の精神病診断歴がいち早く報道されたものの、後に詐病であったことが明らかとなりました。

いうまでもなく、措置入院の対象は、医学的正当性のある明確な判断根拠に裏付けられた精神病患者です。しかしながら、今回の事件においては、犯行と精神疾患との因果関

係は不明であるにもかかわらず、あたかも精神疾患が事件の原因であるかのような印象を与える報道がなされています。このことは、精神疾患のある人は危険であるとの偏見を煽ることに繋がりがねませんし、精神疾患や障害を抱えている人々が受ける精神的苦痛や打撃の大きさも懸念されます。

報道関係者には、真実に基づき正確かつ慎重な発信を要望するとともに、全ての国民の皆さまには報道に惑わされることのないよう、冷静な反応を切に願います。

なお、報道によると、厚生労働省は措置入院の制度や運用について、見直しを検討する方針を示しています。精神保健福祉にかかわる専門職団体として本協会は、措置入院制度の問題に関して改めて見解等を公表することといたします

## 2016年8月5日 相模原の障害者施設での殺傷 事件について

NPO 法人日本障害者協議会

代表 藤井克徳

去る7月26日、相模原の障害者施設「津久井やまゆり園」での殺傷事件は、多くの人々を震撼させています。突然、いのちを奪われてしまった19人の方々に心から哀悼の意を表します。また、いのちはとりとめたものの、心や体を深く傷つけられた方々の一日も早い回復を祈ります。

事件から1週間余が経過しますが、容疑者の状態や背景など、事件の全体像は今なお詳らかではありません。これまでの報道などをもとに、現時点での見解を述べます。

この事件は、抵抗するすべのない重度障害者を標的とした、類をみない残酷な殺人事件です。

私たちは絶対に許せません。

容疑者の衆院議長にあてた手紙文の「障害者は生きていても仕方がない」「安楽死させた方がいい」は、ナチス政権下でくり広げられた「価値なき生命の抹殺作戦」(T4作戦)と重なります。ここでの「価値」の基準は、働く能力や社会への負担の度合いとされました。今回の事件は、こうした優生思想を彷彿させるものがあります。そればかりではなく、かつて国連が明言した「障害者を閉め出す社会は弱くもろい」や、障害者権利条約にある「その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」(第17条)をも否定するものです。

きわめて特異な事件ではありますが、あえて日本社会の現実と重ねてとらえてみたいと思います。現代の社会を端的に言えば、「格差社会や不寛容社会への急速な傾斜」であり、閉塞感や不透明感を抱く人が増えて

いるように思います。そんな中であって、社会や経済のひずみやしわ寄せが社会的に弱い立場にある者に集中的、集積的に及んでいます。こうした社会構造の変容と今回の事件が無縁かどうか、市民社会全体としても真摯に向き合い、問い続けていくべきかと思えます。

容疑者には精神科病院の措置入院歴があると報道されています。医療支援の適正さを含む事実経過についての検証が求められます。同時に、強く戒めたいのは、短絡的な社会防衛策の強化に走ることです。「政府として措置入院制度のあり方を検討する」旨の報道がありますが、本質を欠いた拙速で対症療法的な対応には同意できません。短絡的で本質を欠いた政策は、精神障害関連政策に新たな混乱を持ち込み、精神障害者への偏見や差別意識を助長する以外の何物でもありません。事件と「見直

し」を関連づけるような政策手法がくり返されてはなりません。

また、防犯策の強調にもじっくりこないものがあります。むろん、防犯策そのものは軽視できませんが、それは障害のある人が地域で暮らすための条件の飛躍的な拡充策と合わせて強調されるときに、その趣旨が生きていくというものです。防犯策のみの強化は、地域社会との隔絶を強める新たなきっかけになりかねず、緊急策とは言え「施設から地域へ」という大きな流れに逆行することがあってはなりません。

まずは、容疑者に焦点を当て、言動の背景や動機など、真相の究明を徹底して求めます。そのうえで、事件の発生や拡大に、現場での不備がなかったか、行政上あるいは政策上の弱点や盲点がなかったか、想定されるあらゆる角度からの冷静かつ厳正な検証が図られなければなりません。

事件をどう受け止め、何をしていくべきなのか。日本障害者協議会代表の藤井克徳さん(67)＝東京＝と、「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」メンバー、野林信行弁護士(50)＝福岡市＝に聞いた。

相模原殺傷事件を考える 障害福祉分野、低賃金と厳しい労働条件 虐待は後を絶たず

日本障害者協議会代表  
藤井克徳さん

「今できるのは、冷静に普段通りの生活を続け、諦めないこと」

●政策上の盲点なかったか 日本障害者協議会代表 藤井克徳さん

ナチス政権下、ドイツでは「T4作戦」などによって20万人以上の障害者が虐殺された。働けない者、兵士になれない者は「価値なき生命」と判断され、ガス室に送り込まれて“安楽死”させられた。この作戦は、後のユダヤ人大虐殺につながって

ん。

なお、報道で犠牲者の氏名を伏せていることは気になります。この国で事件や事故で死亡した場合、氏名の公表は通例です。犠牲者の氏名ならびに個々の情報によって手の合わせ方も変わり、今のような状況では一人ひとりの死を悼みにくいのではないのでしょうか。社会通念からも強い違和感を覚えます。

心の傷は、「津久井やまゆり園」の関係者は言うに及ばず、日本中の知的障害者や精神障害者をはじめ、障害のある人すべてに及んでいます。同様に、家族のみなさんに与えた衝撃も計り知れません。障害のある人や家族のみなさんは、萎縮することなく、顔を上げていつも通りの生活を送ってください。また、支援者のみなさんは、障害のある人や家族に丁寧に関わり、励まし、個々に応じた

いった。

事件の容疑者の手紙の内容は、このナチスの優生思想そのものではないか。昨年、ドイツの現場に調査に降り立ったときに感じた背筋が凍るような恐怖がよみがえり、70年以上前の悲劇が時間と空間を超えて今につながっている恐ろしさを感じた。障害者の人権のために、少しずつ積み上げてきたものが、音を立てて崩れていくような思いだ。

全国の障害者は、容疑者の言葉によって心に深い傷を負い、「同調する人が出てくるのではないか」と不安を感じている。事件の背景に、政策上の盲点はなかったか、きちんと検証していかなければならない。疲弊しきった現場では、敵対心を抱くことも起こりうる

事件は、多くの方が集団生活する入所施設で起こった。日本では1960年代、財政効率化のため障害

特別な支えを心がけてください。地域社会のみなさんにも、普段と変わらない接し方を呼びかけます。

19人のいのちが戻ることはありません。しかし、私たちにはできることがあります。それは、今回の事件を、すべての人びとが大切にされるインクルーシブな社会（わけ隔てのない社会）をつくるための新たなきっかけにすることです。このことを市民社会みんなで追求していくと共に、私たちとしてもこれまで以上に主体的に取り組むことを決意します。



### 相模原殺傷事件を考える

障害福祉分野、低賃金と厳しい労働条件 虐待は後を絶たず

相模原市の知的障害者施設で先月、入居者19人が殺害された事件。背景に何があるのか、私たちはこの

者を集めて生活させる政策が始まった。しかし、先進国のほとんどは、施設から地域へ、が主流。もし分散していれば、今回の悲劇は起こらなかっただろう。

市場原理主義を追い求める風潮が強まり、障害福祉分野でも、職員の非正規化など規制緩和が進んだ。低賃金と厳しい労働条件の中、働き手が不足し、施設側は適性に疑問が残っても雇わざるを得ない状況。人数がぎりぎりのため、若手への指導もままならない。

疲弊しきった現場では、意思の疎通が難しい重度の障害者に、敵対心を抱くことも起こりうる。障害者に対する虐待は後を絶たず、厳しい労働環境と無縁だとは思えない。日本は経済協力開発機構(OECD)加盟国の中でも障害福祉分野への予算分配率が極めて低く、見直すべきだ。

犠牲者の名前が公表されていない

点も、「障害者は特別扱い」という差別的な発想につながるのではと懸念している。亡くなった人の生い立ちや人となりを知ること、哀悼の気持ちが深まる。障害がない人と同じ扱いにされるべきだ。

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160803-00010007-nishinp-soci>

(西日本新聞 8月3日(水)15時9分配信 より)



2016年7月29日  
**相模原市の障害者施設における殺傷事件について**

特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ]

代表伊澤雄一

7月26日未明に起きた神奈川県相模原市の障害者施設における殺傷事件は、19名の死亡者と24名の負

傷者という未曾有の惨事となりました。不幸にして亡くなられた方々とご家族に深い哀悼の意を表するとともに、負傷された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。そして、この事件に巻き込まれた施設の利用者ならびにご家族、そして職員、理事者、関係者の方々に安心が取り戻せる日ができるだけ早く迎えられることを願ってやみません。

当該施設の前職員である容疑者の犯行は、深夜に施設に侵入し、抵抗のできない障害のある人を次々に殺傷していくという、極めて残忍かつ冷酷なものであり、到底許すことはできません。「障害者はいなくなればいい」として障害のある人の存在そのものを否定し、大量殺戮を行った行為は、歪んだ価値観による身勝手な凶行というほかはなく、司法による厳正な裁きを求めるものです。私たちは、精神障害のある人たちが

地域の中で当たり前暮らし続けられるよう支援活動を行うものとして、この事件のあまりの残虐さに深い悲しみとこの上ない怒りを覚えるとともに、この事件が障害のある人たちのこれからの暮らしに大きな不安をもたらしていることに強い危惧を持ちます。

私たちが暮らす社会は、障害の有無に関わらず、当たり前人の命を尊び、認め合うことこそが大切です。しかし、利益を生むか生まないかで人の価値を決める考え方や、特定の人々を排除したり攻撃したりする思想が、世界中に蔓延しており、わが国もその例外ではありません。容疑者が障害者に対して投げつける差別的発言と行動には、そのような社会の風潮の極端な形での反映にも見えます。この事件をきっかけに人々の間に差別意識が広がっていくことがあるとすれば恐怖はさらに深く暗い

ものになってしまいます。政府は、この事件の再発防止策のひとつとして、措置入院のあり方について見直しを行う方針を示しました。容疑者が措置入院をしていた経歴に着目してのことですが、犯罪の防止に精神医療を利用するということが果たして適切なのでしょうか。「危険な人物は精神科病院に強制的に入院させる」という精神医療の利用は、本来医療を必要とし生活上の支援を求める多くの精神障害のある人を、精神医療の名の下で社会から排除することにつながります。そのような考え方自体が、この残忍な事件を起こした容疑者の「障害者なんていなくなればいい」という差別思想に通底しているともいえるのではないでしょうか。

私たちは、この残虐な事件を目の前にして整理しきれない悲しみと憤りを抱えたままではありますが、それ

でもなお、人を排除しない社会をつくっていくことにしか解決の道はないと考えます。一人ひとりの命の尊厳には少しの差もないということであらためて胸に刻み、これからも精神障害のある人たちの地域生活支援活動をさらに進めていきます。



平成28年8月2日

経済産業省  
経済産業省大臣様

一般社団法人

日本発達障害ネットワーク

理事長 市川 宏伸

発達障害者にかかる経済産業省への政策要望

発達障害者への施策の向上につきまして、日頃よりご尽力いただき感

謝いたします。

一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDnet)は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害者及び家族の権利と利益の擁護者として、理解啓発・調査研究・政策提言等を行い、発達障害のある人の自立と社会参加の推進に向けて活動を行っている全国組織です。平成16年12月の発達障害者支援法の成立とともに組織化され、発達障害関係の全国および地方の障害者団体や親の会、学会・研究会、職能団体などを含めた幅広いネットワークです。

平成26年1月の障害者権利条約の批准、同年2月の発効、平成28年4月の障害者差別解消法の施行など障害者の権利擁護が高まる中、今後も発達障害者と家族の権利・利益の向上に努めてまいります。貴省の

ご理解をよろしくお願いいたします。

### 1. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について

現状では、経団連、日本商工会議所の質問は、「どうしたら、発達障害者を雇わなくてもすみますか?」という段階です。多くの発達障害者は、会社の中の人間関係で悩みますが、理解ある上司や同僚の存在で会社に適応し、持てる力を発揮します。発達障害者の特性を見抜き、見合った環境や対応をすることが大切です。

発達障害児者は抱える悩みは複雑であって、多様化しており、支援はその発達障害児者に合ったテイラーメイドの支援を必要としています。きめ細かい意味のある配慮が必要であり、抱える困難さは、当事者・周囲の理解者が一番分かっています。そのためにも、当事者・周囲の理解

者の意見を尊重した合理的配慮が行われるために、会社と発達障害者の話し合いには、状況の分かる周囲の者の同席は必要と考えています。

### 2. 発達障害者の人材の活用について

理工系人材は、特に産業界において、イノベーション創出に欠くことができない存在として、人材需要が高まっている状況であり、産業界で活躍する理工系人材を戦略的に育成する方策を検討するため、「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」が設置されました。この円卓会議の成果でもあります「理工系人材育成に関する産学官行動計画」の実施の議論においては、是非、発達障害者の障害特性を理解した人材の活用方法について検討されることをお願いします。

○発達障害者にかかる厚生労働省へ

の政策要望

※挨拶文省略

### 1. 発達障害の概念について

発達障害者支援法の改正において、附帯決議において定義の見直しの検討が記されました。2013年5月にはDSM-5(「精神障害の診断と統計のマニュアル第5版」)が発表され、それまでの発達障害(Developmental Disorders)は、神経発達障害(Neuro developmental Disorder)に整理され、この神経発達障害は、知的障害、コミュニケーション障害、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害、特殊的学习障害、運動障害の6つの障害から成っています。今後は、ICD10の11への変更に合わせて、発達障害の定義の見直しをお願いします。それにより、軽度知的障害の方々への支援の充実が期待されるものです。

### 2. ライフステージを通した一貫し

いものであると考えます。個々の意思決定支援に関しては、相談支援専門員の作成するサービス等利用計画(障害児支援利用計画を含む)のサービス管理責任者が作成する個別支援計画の中にきちんと位置づける必要があります。また、意思決定の困難な人には家族や支援者が補佐することが考えられますが、利益が相反することもあり、第三者の関与や自立支援協議会の活用など協働決定の仕組みを作っていくことが重要です。この点について十分な配慮をお願いします。

### 5. 成年後見制度について

障害者差別解消法の施行に向けて、意思表示の困難な発達障害者について家族や支援者のみならず成年後見人等が補佐することが明記されています。特に身よりの無い発達障害者等につきましては、市町村長の申立などによる成年後見制度利用促

### た支援と地域の支援体制について

発達障害者支援法は、発達障害児のライフステージを通じて、それぞれのニーズに合った一貫した支援を行っていくということが重要です。その際、医療、保健、福祉、教育、労働、司法などの分野が連携して支援する体制を構築することが課題になっています。このような観点から、発達障害児者の地域における一貫した支援体制及び関連分野が連携して発達障害者支援センターを中心に支援する体制を構築することが極めて重要です。国においては、発達障害者支援体制整備事業などにより、支援体制の構築を推進してきましたが、各自治体の取組には大きな異なりのがあります。発達障害者の方々などの地域に置いても、ライフステージを通した一貫した支援が受けられるよう、地域の支援体制の構築について取組をお願いします。

### 3. 年金の問題について

最近、発達障害を含む知的障害、精神障害者の障害基礎年金が認められなかったり、打ち切られる場合が散見されます。年金機構は発達障害への年金支給を抑制しているようにさえ見られます。背景には、本人の問題よりも、書面を記入する医師の問題、判定する都道府県の問題もあると考えられます。年金機構に対して、記入する医師への指針の明確な提示、都道府県判定者への指導をお願いしたいと考えます。居住地により、障害者の不利が生じるのであれば、判定は厚労省において、全国一律にしていきたいと思います。

### 4. 意思決定支援について

発達障害者の意思決定支援に関しては、意思決定能力を含んだ障害者自身の状況、意思決定支援の内容、意思決定が行われる社会的・物理的状況などの要素があり、個別性が高

進事業が活用できるようご配慮をお願いします。

#### 6. 個別の支援計画について

今年5月に改正された発達障害者支援法の第8条(教育)においては、「個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。)及び個別の指導に関する計画の作成の推進・・・その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。」とされています。一方、障害者自立支援法の改正により、平成24年度より相談支援の充実が図られてきました。障害福祉サービスを利用しているすべての人(障害児も含む)にサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成することとされています。また、放課後等デ

イサービスにおける事業者の急増とともに質の向上が求められており、サービス管理責任者が作成する個別支援計画と学校が作成する個別の教育支援計画を擦り合わせる事が何より重要です。このように、福祉分野や労働分野が作成する個別支援計画と教育分野が作成する個別支援計画の整合性を図ることは喫緊の課題です。

平成24年4月18日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の連名で出された通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」において、福祉と教育の関係者が同じテーブルについて、個別の支援計画を協力して作成することも求めるものですが、各自治体においてその取組は異なります。支援計画が法律に規定されたことを踏ま

え、現場レベルでいかに福祉・労働と教育の関係者が同じテーブルについて個別の支援計画を協力して作成することができるかの方策を検討するための委員会の設置を求めるものです。

#### 7. 発達障害医療の充実について

発達障害は発達段階からの早期対応が必要です。子どもの心の診療ネットワーク事業を一層充実させ、全国に展開するようにしていただきたい。そのためには、政令指定都市にも認める、あるいは地域における特性に配慮した対応をお願いしたい。

医師等専門職における発達障害に対する理解啓発研修事業を充実させるとともに、一定の専門性を持った医療機関に対しては一定の社会保険報酬の増加を考慮して、専門性の高い医療機関を増やして欲しい。また、これらの医療機関については公表し

て、発達障害児者が利用しやすいようにしていただきたい。

#### 8. 発達障害者支援センター事業の充実について

専門性のある職員の長期的な育成と配置促進、処遇改善を進めていただきたい。職員の専門性向上のための研修等の一層の拡充、および経済的裏付けをお願いしたい。発達障害者支援法の改訂により、発達障害者支援地域協議会を設置できるようになったため、発達障害者支援センターと地域の他機関との連携システムの強化もお願いしたい。

#### 9. 児童発達支援センターと地域支援機関との連携の拡充について

専門職の配置拡充と巡回支援専門員等の積極的な活用、および保育所等訪問事業の拡充と推進などをお願いしたい。発達障害はライフステージを通じて支援が必要であり、発達

障害者支援センターとの連携システムの強化をお願いしたい。

10. 児童発達支援事業・放課後等デイサービスにおける利用の柔軟性と質の担保  
通常学級に在籍する発達障害のある者や疑いがある者で、支援を必要としている児童・生徒が利用できる体制の整備をお願いします。現場職員の専門性向上を目的とした職員研修の実施と外部専門家の積極的な活用ができるシステムの構築をお願いします。JDDnetも実施していますが、サービスの質の向上のために、マネジメントのチェック機能の構築と外部評価の導入を促進してください。同時に、利用者に解りやすい具体的なサービス内容についての情報開示の推進をしてください。

#### 11. 災害支援における体制整備

災害発生時において、発達障害の方々が安全に避難でき、その適切な

支援が確保されることが極めて重要です。福祉避難所においても、障害特性からなかなか馴染めないという事例も報じられています。発達障害に対する理解啓発の促進とともに、発達障害の特性を理解した具体的な対応マニュアルの作成をお願いします。

○発達障害者にかかる国土交通省への政策要望

※挨拶文省略

#### 1. 心のバリアフリーについて

健全者と、障害者との間に線引きをして構えたり、障害者にどう接してよいかわからず動揺してしまう方も多い。このようなことを防ぐためには、小さい頃からの障害に対する教育が必要だと感じており、子供への教育を通じて大人の意識改革を行い、国民全体の「心のバリアフリー」を進めていただきたい。

「心のバリアフリー」とは、障害に特化したものを指すのではなく、「目の前に困った人がいたら助ける」、「自分も困った時には助けてもらう」といった、日々の生活の中での支え合いだと考えます。障害そのものを、「対岸の火事」として捉えるのではなく、相手や自分の困り感や躓きやすさとして捉え、そこに目を向ける必要があります。「自分と相手は違っていい」と考え、違っていることを前提とした、理解を深める教育を社会全体に対して行ってください。

多様性があり、連続体である発達障害を持つ人への対応が、困り感や躓きやすさに目を向けた支援の代表例であり、心のバリアフリーに活かせると考えます。発達障害への支援をとっかかりとして、心のバリアフリーを拡大していただきたいと考えます。

能するように、ヘルプカードには使用医薬品、対応の仕方など、具体的な支援法を保存しておいて欲しい。そのためには、ICチップなどを使って多くの情報を保存できるヘルプカードにして欲しい。

#### 4. 発達障害の方々の住まいについて

例えば自閉症の方々への室内が構造化された環境の設定など、発達障害の特性に応じた住まいについての研究およびその普及を図っていただくことを願います。そのために、貴省で実施しているスマートウェルネス住宅等推進モデル事業などを活用して、発達障害者の住まいの場の拡充を行っていただきたい。

○発達障害者にかかる総務省への政策要望

総務省

※挨拶文省略

国土交通省総合政策局安心生活政策課が作成された「発達障害、知的障害、精神障害のある人とのコミュニケーションハンドブック」は、発達障害等のある方々の困難さを理解し、状況に応じて適切な対応をするために大変参考になるものです。今後は、ハンドブックのより幅広い活用方策及びコミュニケーションボード利用の拡大について、検討していただくことをお願いいたします。

#### 2. 交通機関利用における発達障害児者利用拒否について

最近、発達障害児者の交通機関における乗車・搭乗拒否が散見されます。この多くは、発達障害児者の特性に気づいていない、あるいは誤解していることによると考えられます。是非、交通機関の現場職員に発達障害への対応を知らせるようにしていただきたい。交通機関においては、現場職員への研修等を通じて、

#### 1. 発達障害の啓発について

平成17年に発達障害支援法が成立して11年経過しており、本年5月に議員による改訂も行われています。内閣府の調査によると、「発達障害という言葉を知っている国民は80%を超えている」とのことです。一方でこの11年間に発達障害のすそ野は拡がり、様々な社会的出来事との関連が指摘され始めています。このことは「発達障害という言葉は知られても、その内容は十分に知られていない」こととなります。発達障害児者が社会的に不適応を来している場合は、社会不適応を減らすための努力が必要ですが、そのためには環境の調整、対応の改善が第一です。発達障害児者への合理的配慮には、周囲が発達障害児者の考え方や行動様式を理解し、社会全体が発達障害児者に住みやすい社会にすることが重要だと考えます。発達障害児

発達障害児者への対応の周知徹底をお願いしたいと考えるとともに、JD.netとして協力を惜しまないことをお伝えしたい。

逆に、発達障害児者・家族が「多分乗せてもらえないだろう」と考えて、交通機関の利用を控えてしまう例もあります。交通機関を利用する発達障害者へは利用するに当たっての具体的方法を明記して、発達障害児者の利用促進を諮っていただきたい。

#### 3. ヘルプカードの普及・統一化について

現在様々なヘルプカードが、障害種、地域ごとに使用されている。カードの一層の普及のために、どの障害種にも、どの地域でも使用できるヘルプカードの統一をお願いしたい。障害種によって色を変更するのとも一考と思われる。

災害時にヘルプカードが有効に機

者への対応には、このような立場に立って、発達障害の啓発に努め、必要な際には発達障害児者をよく知る周囲の者の意見を聞いていただきたいと考えます。

#### 2. マスコミの対応について

発達障害へのマスコミの報道は、時により一方的であったり、誤っている場合があります。これらの多くは、マスコミの思い込みや不勉強によるものと考えられます。報道の自由は重要であるとしても、報道によって発達障害児者への誤った理解や偏見が助長されることを防いでいく必要があります。JDDnetとしても発達障害の適切な報道については啓発を進めていきたいと考えています。マスコミへの働きかけの機会があれば、JDDnetにもその機会を与えていただければ幸いです。

○発達障害者にかかる内閣府への政

策要望

※挨拶文省略

1. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について

①「障害者差別解消法」の理解の促進

障害者差別解消法に関する国民の理解を深めるとともに、必要な広報その他の啓発活動を行っていただきたい。また、発達障害当事者及び家族に対して、分かりやすい方法で障害者差別解消法の基本方針、対応要領及び対応指針を示すことなどにより、引き続いてその理解の促進を図っていただきたい。

② 人的環境の整備

障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆる意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・支援者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）等について、発達障害の特性を理解した合理的配慮を的確に行うための環境の整備に努めていただきたい。

③ 意思の表明について

行政機関等及び事業者がその事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明について、意思の表明に困難を抱える発達障害児者の個別の事情に配慮していただきたい。家族、支援者、代理人等の支援を受けた意思表示や建設的対話についてのガイドラインの作成をお願いします。

④ 相談及び紛争の防止等について

発達障害者及び家族その他の関係者からの相談等に的確に応じ、障害を理由とする差別に関する紛争の防止及び解決を図ることができる必要な体制の整備に関して、報告徴収及び調整の権限の明確等により実効性

のあるものとしていただきたい。また、相談及び紛争の防止及び解決のための体制の構築については、全国的に格差が生じることなく一定の質が確保されるよう、ガイドライン等を作成していただきたい。その際、発達障害の特性を理解した専門家の配置およびその養成を図っていただきたい。

⑤障害者差別解消支援地域協議会について

障害者差別解消支援地域協議会については、全国的に格差が生じることなく一定の質が確保されるよう、設置ガイドライン等の作成をお願いしたい。その際、発達障害の特性を理解した専門家の配置およびその養成を図っていただきたい。障害者差別解消支援地域協議会の設置に関しては、財源の確保など地方公共団体の支援をお願いしたい。

⑥合理的配慮についての判断基準の

明示

各行政機関等及び各主務大臣において作成される、対応要領及び対応指針においては、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する発達障害の特性に応じた具体的な事例（有効であった対応事例を含む）について引き続き示していただきたい。⑦過度の負担についての判断基準の明示

各行政機関等及び各主務大臣において作成される、対応要領及び対応指針においては、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の禁止にあたって、その実施に伴う負担が加重である判断基準を明示することにより、「負担が加重」を容易に認めることのないよう一定の制約を設けていただきたい。

2. ヘルプカードの普及・統一化について

様々なところで、ヘルプカードが

開発されています。その有効性が認められても、使用領域は限定されており、転居すると使用できなくなる場合もあります。できれば、居住地域に関係なく使用できるものが期待されています。内閣府が中心になって、ヘルプカードを統一化し普及促進を図っていただけるようお願いいたします。

災害時にヘルプカードが有効に機能するように、ヘルプカードには使用医薬品、行動特性とその対応の仕方など具体的な支援法を保存しておくことが重要です。そのためには、ICチップなどを使って多くの情報を保存できるヘルプカードにすることが有効であると考えています。

○発達障専者にかかる文部科学省への政策要望

※挨拶文略

平成26年1月の障害者権利条約

批准、同年2月の発効、平成28年4月の障害者差別解消法施行を経て、現在、我が国の教育はインクルーシブ教育の実現に進んでいます。発達障害のあるすべての児童生徒が、可能な限り制約の少ない教育環境において自らの精神的・身体的能力、人格、才能、想像力を最大限に発達させ、社会の実質的な一員として自立していくことを願い、教育における以下の政策提言を行います。貴省のご理解をよろしくお願いいたします。

1. 学校教育法に発達障害を明記する件について

JDDnet としては、学校教育法に“発達障害”を明記することを願ひし続けており、「今しばらくお待ちください」と特別支援課長から言われて6年以上が経過しています。自閉症・情緒障害、注意欠如・多動性障害、学習障害などの文言は見られる

のに、発達障害が存在しないのは納得がいきません。この点においては、他省との間で乖離が存在していることは、国民の理解を得られにくいことにもつながる可能性があります。実際の児童・生徒においては、いくつかの発達障害あるいは知的障害が重なっていることは、珍しくなくなっています。医療における疾患分類でも“神経発達障害”という大分類が使われており、この中には知的障害も含まれています。発達障害のある児童生徒が「多様な連続する学びの場」で最適な教育環境を得るためには、個々の困難性を発達障害の視点から捉えた支援が求められるおり、このことから、学校教育法への発達障害の明記が必要であると考えており、貴省として対応を考えていただきたいと思えます。

## 2. 発達障害専門の教員育成・養成機関設置について

る就学相談、就職先決定への就労相談支援においては、進路決定後の支援が重要になります。この支援体制の強化には個々のニーズに応じた外部専門家の活用促進をお願いするとともに、就学・就労に関わる関係機関との連携体制の整備をお願いします。

## 4. 関係機関との連携支援体制の一層の強化について

個別のニーズに応じた外部専門家や巡回相談員の活用促進をさらに進めていただきたい。特に、個別のニーズに応じた医療・福祉等の関係機関との連携体制の強化を促進していただきたい。

教員の専門性の向上には関係機関との職員間における情報共有システムの構築が必要であり、「仮称：個別カルテ」の導入に際し一貫した支援と継続性を担保できる情報の掲載が不可欠と考えています。作成に当

発達障害のある児童生徒の「自らの最大限の発達」が実現されるためには、発達障害の特性を十分に考慮した教育的アプローチが必要不可欠であり、発達障害専門の教員養成と各校への配置を実現していくことが必要と考えます。指導する教員の発達障害理解は重要であり、そのような発達障害を十分に理解する教員の養成は必要不可欠と考えます。特に、発達障害のある児童生徒においては、環境の調整、対応の改善は何よりも必要なことであり、これらを教育現場で実現することが求められています。

発達障害のある児童・生徒は厚労省に依れば、10%近くとされており、特別支援教育だけでなく、通常教育にも存在しています。発達障害児童・生徒の多様性を考えるなら、すべての教員の養成課程において発達障害の講義履修を、新任教員に対し

たっては、作業療法士・言語聴覚士・心理職等の外部専門家の活用をさらに進めていただきたい。

## 5. 合理的配慮の理解について

教育における合理的配慮の提供は、今後のインクルーシブ教育において必要不可欠な教育的支援と考えます。そして提供される配慮は個々の児童生徒の特性が十分な理解がされたものであり、かつ、発達障害のある児童生徒が自己選択・自己決定できるものでなければならないと考えます。合理的配慮については、事例に応じた対応が長期的にどのような成果・効果が得られたかの検証をお願いします。また成果が上がった例については、教育現場に還元できるようにしていただきたい。

## 6. 発達障害に関する外部人材の教育現場への配置について

地域特性に応じた一貫した継続支援のためには専門職による巡回支

ては悉皆研修をお願いしたいと考えます。

## 3. 高校通級などについて

高等学校における「通級による指導」は発達障害のある児童生徒の社会的自立に有効と考えます。これを平成30年度より確実に実施するための教育体制整備の具体化が必要と考えます。現在、小学校中学校では通常学級に在籍しつつ通級を利用することが可能です。大都市を中心に、高校教育も事実上は“義務教育化”しており、通級制度の導入は必要不可欠と考えます。通常高校にも通級を導入するための法律改正を確実に行っていただきたい。特別支援学級の設置は今後の検討課題となっておりますが、社会的自立に向けて多様な学びの場は高校進学時から準備されているべきであり、今後特別支援学級の設置が必要となると考えています。高校卒業者の進学先決定に関わ

援の積極的な活用をさらに進めていただきたい。特別支援学校・特別支援学級への外部専門職の配置促進の積極的な活用をお願いします。外部人材の導入に際しては、その身分が安定するように努めていただきたい。

具体的には、臨床心理職（臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士、特別支援教育士、スクールカウンセラーなど）に加え、作業療法士、言語聴覚士、感覚統合療法など発達障害の支援方法に精通している専門職の活用をお願いします。特にスクール作業療法士の導入は、発達性運動協調障害や不器用児に対する学校教育における支援体制の整備、および幼児期・学童期におけるからだの育ちと運動競技における支援や図画・工作場面における物・道具操作時の不器用さへの支援に関わる体制整備に極めて有効と考えています。

## 今年も「なら燈(とう)花会(かえ)早咲きの日」点灯ボランティア体験、無事終了致しました!

毎年7月最終土曜日は「燈花会早咲きの日」。障がい者招待日であるこの日に、奈良公園「浮雲園地」内におきまして、本誌で募集させて頂きました「点灯ボランティア体験」に、7家族22名で参加しました。自閉症の子どもとその家族にとって、この点灯ボランティア体験をもとに様々な活動へと広がってゆくことを願い「なら燈花会の会」様のご理解、ご協力のもと今年で三度目の参加となりました。体験の前にまずこういうお話をさせて頂きました。「ボランティアは自主性を最優先としますので、お子さんがまず“やってみたいな”と興味を持たれた部分での参加で結構です。初参加のお子さんはこの浮雲園地内を散策していただいても結構です。せっかく来たからには何かさせたいというお気持ちはわかりますが、ボランティアは誰かにさせられるものではありません。カップに水を入れるのが好きな子、それを並べるのが好きな子、ろうそくを入れるのが好きな子、チャッカマンで火をつけるのが好きな子、それぞれの力が集まればきっとできます。作業の工程はありますが、集中の短い子もいると思いますので、それぞれのペースで自由に休憩等も取ってください。」あとは燈花会の会の赤いシャツのスタッフから、担当エリアの場所やカップに水を入れる量などの説明があります。見た目には工程が大変わかりやすく子供たちもすぐに理解できるため、昨年思いのほか作業が進んだので、今年エリアを少し拡大してもらいました。毎年参加の子供たちがどんどん作業を進めてくれて、今年初参加の子たちもそれに続いてどの工程も参加できなかった、という子は一人もいませんでした。家族はほんの少しのフォローのみです。18:20にカップにろうそくを入れ、19:00に点火です。みんな次々とチャッカマンで点火していきます。少しづつ日が暮れていく中、園地を涼やかな風が通り抜けていきました。「いい風だね〜」「去年はもう少し暑かったけどね〜」と言いつつすべてに火をつけ終え、振り返ると「あれ?!」なんと消えているではありませんか!「おかしいな」ともう一度みんなで手分けしてつけますが、振り返るとまた消えています。それは妖怪のしわざではなく、なんとカップの底5センチの水に浮かぶろうそくの炎が風で消えてしまうのです。そこで風よけの「リング

状カバー」の登場です。このカバーをはめる作業をまたみんなで手分けして行いました。これは今年初めての体験でした。日がとっぷりと暮れて、園地一帯に広がる美しい炎が揺らめき始める頃、たくさんの障がい者の方々が来場され「早咲きの日」を楽しまれています。ここで解散、それぞれの家族で園地内を見てミニコンサートも楽しまれました。参加していただいたみなさん、本当にお疲れ様でした。来年もまた会えることを楽しみにしています。そして「どうしようかな」と参加を悩んでおられる方、大丈夫です!大歓迎です!ぜひみんなで一緒に「点灯ボランティア体験」しましょう!来年もご参加お待ちしております!(椋本)



### <参加者の皆さんの感想>

- ・何年前から燈花会に参加させていただいています。2年前からは夏の家族のイベントになっています。初めての参加の年は子供たちが走りまわっていましたが、年を重ねるごとに成長していく姿をうれしく思います。また来年も参加させて頂きたいです。
- ・2度目の参加だったので、昨年より見通しもついて参加できました。達成感も、楽しみもあり、満喫させて頂きました。準備、片づけを思うとスタッフの方に頭が下がります。暑い中本当にスタッフの皆さまありがとうございました。
- ・大いに楽しませていただきました。やりにくいと思ったことはありませんでした。

・工程ごとに同じ作業の繰り返しなので、何個かすると要領がわかってきて、頑張って作業してくれました。チャッカマンを普段使うことがなかったので、点火で火が付き炎がふあっと大きくなっていくのを楽しみに見ていました。夏休みの思い出作り、貴重な楽しい体験をさせて頂きありがとうございました。

・息子も落ち着いて参加できてすごく喜んでいました。次男も私も燈花会は初めてだったので感動しました。

・家族で参加させて頂きました。作業が楽しく、また日が暮れてからのろうそくの明かり。周りの景色に感動しながら園内を散歩しました。

・息子は今年は昨年よりも火をつける作業、黙々とやっていた。良い発見となりました。また来年楽しみにしています。ありがとうございました。



## お子様の作品 大募集!

「きずな」でご紹介させていただきます!

絵画、イラスト、書道、工作、針仕事やお料理…などなど、ぜひ、お子様の作品や活動を紹介させてください。

新・旧は問いません。

ひとりで最後まで仕上げたものでも、「ここ手伝って～(←これを発信することは大事!)」と一緒に仕上げたものでも、WELCOME! もちろん、上手い下手は不問! 一つとして同じものはない、世界でひとつだけの作品なら! お子様の好きなこと、取り組み中の様子などの簡単エピソードも、あっても なくても、構いません! 夏休みの宿題でしゅしゅあげた作品でも、この夏ブレイクした活動でも、是非、此処、奈良で“ともに育つ仲間”に、ご紹介させてください。



○作品の写真を撮って送ってください。

携帯やスマホから写メをメール添付で送ると簡単ですね!

奈良県自閉症協会 kawafune@ares.eonet.ne.jp

〒639-1055 大和郡山市矢田山町 84-10

○お名前掲載は任意とします。お子様の年齢を教えてください。

イニシャル・ニックネーム希望のかたはその旨をお知らせください。

○何回でも、何点でも OK です。

○日本自閉症協会が募集する啓発作品等に、ご同意のもとで推薦させていただくこともあります。

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円